

平成 2 7 年 第 2 回 定 例 会

奈 井 江 町 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 6 月 1 5 日 開 会

平成 2 7 年 6 月 1 8 日 閉 会

奈 井 江 町 議 会

平成27年第2回奈井江町議会定例会

平成27年6月15日（月曜日）
午前9時59分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議長諸般報告
 - 1. 会務報告
 - 2. 議会運営委員会報告
 - 3. 委員会所管事務調査報告
 - 4. 例月出納定例検査報告
- 第4 行政報告（町長、教育長）
- 第5 町政一般質問（通告順）
- 第6 報告第1号 平成26年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第7 議案第1号 平成27年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第2号 平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第3号 平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第4号 平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町	長	北 良 治
副 町	長	三 本 英 司
教 育	長	萬 博 文
会 計 管 理 者		篠 田 茂 美
ふるさと振興参事		碓 井 直 樹

まちづくり課長	相澤	公
くらしと財務課長	小澤	克則
おもいやり課長	馬場	和浩
ふるさと商工課長	横山	誠
ふるさと創生課長	石塚	俊也
まちなみ課長	大津	一由
健康ふれあい課長	小澤	敏博
やすらぎの家施設長	表	久義
教育次長	山崎	静
くらしと財務課長補佐	秋葉	秀祐
教育委員長	堀	美鈴
代表監査委員	中野	浩二

○欠席した者の氏名（0名）

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	岩口	茂
庶務係長	栗山	ひろみ

（9時59分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で定足数に達しておりますので、平成27年奈井江町議会第2回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番大関議員、8番大矢議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から18日までの4日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から18日までの4日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(10時00分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。

本日の第2回定例会までの議会運営委員会の開催報告を申し上げます。

委員会は、平成27年3月16日から6月10日まで、合計5回開催しております。

開催日順に報告致します。

委員会開催日平成27年3月16日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営についてであります。調査内容は、①議案の訂正について、②休会日の開議についてであります。

開催日平成27年3月18日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営についてであります。調査内容は、①追加議案について、②議会議員の定数を定める条例の一部改正について、③議会日程について、④議会委員会条例についてであります。

委員会開催日平成27年4月3日、調査事項は、議会運営についてであります。調査内容は、①議会委員会条例について、②運営基準の改正について、③一般質問、総括質問についてであります。

委員会開催日平成27年4月17日、調査事項は、第2回臨時会に関する議会運営についてであります。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議についてであります。

委員会開催日平成27年6月10日、調査事項は、第2回定例会に関する議会運営についてであります。調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④請願、意見案、陳情の取扱いについて、⑤会議案等についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5番

広報常任委員会の報告を致します。

委員会開催日6月3日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究についてであります。調査内容については2件です。1件目は、初めての委員会でしたので、その運営方法について確認しました。2件目は、議会広報誌の発行と議会中継の実施について、前向きに検討していくことを確認しました。

以上、報告致します。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時04分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第2回定例会、大変ご苦労さまでございます。

平成27年第1回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まちづくり課関係でございますが、5月20日に消防演習を実施しております。

今年度については、奈井江消防公設100周年の記念すべき年にあたりまして、山根空知総合振興局長ほか、多くのご来賓の方をお迎え致しまして、小隊訓練、ポンプ車操法が行われたほか、5月1日付で、新たに消防団に入団致しました役場の若手職員4名についても、心肺蘇生法の展示、一斉放水等の演習に参加を致したところでございます。

次にふるさと商工課でございますが、6月3日、多機能型交流施設新築工事安全祈願祭に参加を致しました。

10月末の完成に向けて、待望の着工を迎えたところでありますが、完成後においては、町・農協・商工会の三者によります連携協定に基づく事業を推進するほか、隣接する交流プラザみなくるや商店街とを有機的に結び付けながら、商店街の賑わい、町民サービスの向上を図って参りたいと考えているところでございます。

次に、ふるさと創生課関係でございますが、4月22日、東大志さんにふるさと創生アドバイザーの委嘱書を交付致しました。

奈井江版の総合戦略の策定にあたりまして、「外部の視点を生かし、豊かな発想を持った提言」が頂けるものと期待を致しているところでございます。

最後に、行政報告の中に記載はありませんが、6月6日、空知管内で、一家4人が亡くなる、たいへん痛ましい、交通死亡事故が発生致しまして、連日、全国ニュースで取り上げられておるところでございます。

先週、奈井江町でも3日間にわたりまして、緊急の街頭啓発事業により取り組んで参

りましたが、改めて、住民の安全安心を確保するため、関係機関、町民、そして議会の皆さんたちも一体となって、気を引き締めながら、交通安全の推進に努めて参りたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、一般行政報告と致します。

それでは、改選後、初めての定例会でございますから、定例会に臨む町議会の皆さん、町民の皆さんに、改めて奈井江町が進む方向について情報共有を行い、町政に対するご理解とご協力を頂きたく、私の所信を申し上げたいと思うところでございます。

時代は、非常に速いスピードで激しく動いております。

国は、地方創生を謳っているものの、経済の成長戦略に主眼がおかれまして、今後も、東京オリンピックに人と予算が注がれるなど、都市部を中心として経済成長に重点が置かれてるものと思う所でございます。

税収の16年分にあたります780兆という多額の公債残高を抱えまして、今期の経済成長をもって、それらが解消に向かうという状況にはなく、地方交付税を始め、今後、あらゆる分野で、地方の財政状況が厳しさを増していくことも考えられます。

人口減少、少子高齢、過疎は、奈井江町にとっても大きな課題でございますが、保健、医療、福祉サービスは、町民にとって無くてはならない基本的なセーフティ・ネットであるが、国は財政を圧迫しようとしておられるところでございますが、経済の発展に水をかけるつもりはありませんが、「経済の発展」と「住民の幸福」との関連が、薄らいではいけないか、反比例してはいないだろうか、1つ1つの自治体が、その町に合った、地域に合った社会福祉施策を創り上げて行くことが、これからの要の1つになると思います。

住民ニーズ、町民生活に繋がるものを最も優先しつつ、知恵と工夫が今ほど求められるときはないと思います。

奈井江町では、昨年1年の時間を費やし、職員と各界各層、多くの町民がグループワークの形で議論を重ねまして、第6期まちづくり計画を策定致しました。

教育や子育て支援の充実、地域包括ケアやおもいやりの障がい福祉条例の推進、コミュニティ・カフェの創設、そして、特に力を入れたのは「定住」でございます。

今年度、大胆に、思い切った支援制度を創設したところでありますが、今春からPRしてきた定住施策の呼び込みが、町内外の皆さんに徐々に理解され、少しずつ成果が出てきていると実感致しているところでございます。

他の地域から住民を奪うということではありません。勤務地の地元に住むよう、今、それに取り組んでいるところでございます。

この春、奈井江商業高校でも、入学支援策が功を奏し、40名の募集に対して53名の応募がございました。

新社会人激励コンサートでは、17事業所から47名もの若い新社会人が招待されました。

奈井江町には、未来に続く光がある。

これからの方々が、奈井江町に定着すれば、これからもっと奈井江町は活性化すると思います。

今1つ大切なことは、定住だけに留まらず、いかにして地域を活性化していくか、町民自ら発想し、創り出して行くか、それらを反映し、形にしていくか、地域づくりの最大のポイントは、町民とのまちづくりに、どうやって一体感を醸成して行くかが、大変重要であると考えております。

最後に改めて、まちづくりに対する基本的な姿勢について申し述べたいと思いますが、平成17年、奈井江町は他に先駆けて、行政と議会、町民が議論に議論を重ねながら、それぞれの役割を明示しながら自治基本条例を制定致しました。

この皆で創り上げた条例を軸に致しまして、我々は、まちづくりに力を傾注して行かなければならないと思います。

地方創生に臨むにあたりまして、今こそ、この条例の意義を確認すべき時だと思いません。

町民の皆さん、そして、議員各位におかれましても、今一度、自治基本条例を念頭に、共に奈井江版の地方創生、まちづくりに取り組んで頂きたいと思うところでございます。ありがとうございました。

(教育行政報告)

(10時13分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第2回定例会のご出席大変ご苦労さまでございます。

お手元の教育行政報告書より、2点についてご報告を申し上げます。

第1点目は、4月2日の教職員辞令交付式、並びに7日の小・中学校の始業式・入学式に係わりまして、平成27年度の小・中学校の学級編成、教職員の配置についてご報告を申し上げます。

奈井江小学校の児童数は、新入学生32名を含め、全校生徒221名、前年度より、12名の減となりました。

普通学級8学級、特別支援学級5学級の学級編成であります。

教職員の配置についてでございますが、校長・教頭の異動はなく、特別支援教育支援員の配置変更により、昨年度より1名減の24名の教職員体制であります。

次に、奈井江中学校の生徒数は、新入学生45名を含め、全校生徒149名で、前年度より19名の減となり、普通学級6学級、特別支援学級2学級の学級編成であります。

教職員の配置では、海藤校長が岩見沢市立清園中学校に、高見教頭が南美唄中学校に転出をされ、後任に南幌中学校より梅津校長、新十津川中学校より奥山教頭が着任し、

生徒指導加配の解消と特別支援教育支援員の新たな配置により、前年度と同様の21名の教職員体制としたものであります。

次に、2点目でございます。

4月8日、奈井江商業高等学校において、情報処理科1間口となって、初めての入学式が挙行され、奈井江中学校から入学した10名を含む40名の新入学生が、緊張の中にも晴れやかな面持ちで式に臨んでいたところでございます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時16分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いします。

(1. 4番石川議員の質問・答弁)

(10時17分)

●議長

4番石川議員。

(4番 登壇)

●4番

改めまして、おはようございます。

只今、町長から改めて所信表明を頂きました。

私も町長の表明には、本当に同感しております。

これからも、私の立場として、一生懸命まちづくりに励んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、質問を始めます。

今回の質問は、大綱で2問、細目でそれぞれ4点について質問させていただきます。

まず、最初の質問でございます。

住宅リフォーム事業について、質問致します。

先月5月22日に、平成27年度の住宅リフォーム事業の抽選結果が発表され、事業の予定人数である25名の町民が抽選で選ばれました。

当選された町民の皆さんは、大変喜んでおられるようです。

この住宅リフォーム事業は、今年度から5年間継続する事業であり、町長の町政執行方針にも示されております。

町長は日頃、全ての事業が定住化対策であり、人口減少対策であるとおっしゃっております。

住宅リフォーム事業もその一環であると思います。

私は今回、この住宅リフォーム事業について、現在までの進捗状況と今後の予定、まち・ひと・しごと創生法における地方版総合戦略との関連も含めて質問を致します。

まず1つ目は、今年度の住宅リフォーム事業の実施期間、これは募集から完了までのご説明と、応募した町民の人数。

2つ目は、当選された25名の町民の皆さんへの助成決定額の総額。

3つ目は、今回の事業に対して、町民の意見や要望と、現在までに見えてきた具体的な課題があれば報告願いたいと思います。

4つ目については、まち・ひと・しごと創生法における地方版総合戦略では、PDCAサイクルでの効果検証が必要ですが、今回の住宅リフォーム事業では、それを行うのかを含めて、地方版総合戦略との関連についてを伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

●議長

(10時19分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員の1問目といいますか、質問にお答えして参りたいと思います。

まず、今年度の住宅リフォーム事業についてでございますが、今年度の事業期間、応募人数、助成の総額、町民の意見や要望、具体的な課題、まち・ひと・しごと創生法における「地方版総合戦略」との関連ということでございますが、まず、住宅リフォーム事業につきましては、過去2カ年間にわたりまして、単年度事業として実施して参ったところでございますが、第6期まちづくり計画でご議論を頂きながら、今年度より5カ年、今、石川議員が申されたとおりでございますが、毎年25件の助成を行って参りたいと考えているところでございます。

そこで、1点目の住宅リフォーム事業における実施期間、応募人数についてでございますが、今年度につきましては、広報誌、区長回覧などで周知を行いながら、5月11日から20日までを受付期間と致しまして、55件の応募がございました。

そこで、5月22日、10名ほどの応募者が同席する中において、役場大会議室におきまして、抽選を行い、25名の当選者が確定致しました。

次に、助成の総額についてでございますが、申請書の受理が全て終わっておりませんので、概算ということでご理解を頂きたいと思いますが、外壁や屋根、浴槽などの改修

など、総事業費では2,600万円、助成金額で450万円との試算をしているところでございます。

町民の意見や具体的な課題についてでございますが、町民や町内業者の方からは、4月から着工が出来ないか、申請書類をもっと簡略化できないかなどのご要望をお聞きしているところでございまして、過去2回の、国の繰り越し事業とは違いまして、今年度については、4月以降、一定の周知期間が必要なことから、5月からの募集開始としたところでありますけれども、申請書類も含めながら、今後も利用しやすい制度となるよう、検討をして参りたいと考えているところでございます。

時間の問題といいますか、4月からにして頂いたらどうかということも含めて、当然のことながら、このことを検討して、来年度から参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後に、まち・ひと・しごと創生法における地方版総合戦略との関連についてであります。住宅リフォーム事業につきましては、住環境の改善による定住促進のほか、雇用の創出等、地域経済の活性化に寄与していると認識しているところでございますが、本町の総合戦略につきましては、実効性のある効果的な戦略を策定するため、産業界、教育関係者、金融機関など、幅広い分野の有識者の方々からのご意見を頂きまして、住宅リフォーム事業も含めた定住対策など、様々な施策について検討して参りたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

また、総合戦略に盛り込まれている施策につきましては、成果目標を定めるとともに、事業の終了後においても、PDCAサイクルによる効果・検証を行い、その妥当性・客観性を担保するために、有識者の方々や、議会の皆さん方からのご意見を頂きながら、総合戦略の推進を図って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時24分)

4番石川議員。

●4番

只今のご答弁の中で、2点目の助成の決定の総額についての質問に対してのご答弁でございまして。

総額2,600万、確定はしてないと言いながら、予算、補助の総額が450万円とうことですね。

これについて、予算では、20万円×25人ということで、500万の予算を組んでらっしゃると思います。

もしも、この場合ですね、450万ということで、想定どおりに、補助金の総額が決定した場合、この50万というのは、来年度以降に持ち越す予定はあるのでしょうか。

そこをまず伺います。

●議長
町長。

(10時25分)

●町長

おっしゃるとおり、来年以降に持ち越そうと、こういう考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

石川議員。

(10時25分)

●4番

どうもありがとうございます。

それと、先ほどの答弁の中にもございましたように、早期に事業の発注をお願いしますということは、業者側からも、それから町民の利便性を考えても、これは、皆さんおっしゃっていることでございます。

そこも町長のご答弁の中で、次年度以降は早期にやって頂けるというお話がありました。

それを、進めて頂きたいと思います。

ここで、再々質問になるかと思いますが、地方版総合戦略の、先ほど申し上げましたPDCAサイクル、これについては、事業を検証する場合ですね、大変効果的な方法であると、僕は感じております。

この事業は、奈井江版総合戦略だけでなく、今後できるだけ多くの事業に取り入れて、具体的な数値を捉えるべきだと、僕は感じているんですが、このことについて、町長、どのように考えられますか。

●議長

町長。

(10時26分)

●町長

PDCAサイクルというのは、非常に、検証においても、基本的に大切なことだと思いますから、全部取り入れるということはないかと思いますが、出来るだけ取り組めることは取り組んでいきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

●議長

石川議員。

(10時27分)

●4番

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、奈井江町の空き家対策についてでございます。

新聞報道では、全国各地で増え続ける空き家に対して、今年5月26日から、空き家対策特別措置法が完全施行され、危険な空き家が放置されている場合、固定資産税を最大6倍にして処分などを促す、荒療治も取り入れて、放置すれば、倒壊の危険や治安悪化に繋がる恐れのある空き家を含めた、空き家への本格的な対策に乗り出そうとしております。

国土交通省住宅総合整備課の担当者的話では「できる手段は何でもやりたい」と話しているようです。

また、毎年課税される固定資産税では、自治体の税務部門の担当者が、住民票や近隣住民への聞き込みなどで所有者情報を追跡し、ほぼ特定しているとされており、今回、行政内部での共有が可能になりました。

これにより、今後は、相続で複数の権利者がいる場合などでも効果を発揮しそうだ、とも言われております。

自治体には歓迎ムードが広がる一方、行政代執行による訴訟リスクや、費用面にも課題がある為、慎重姿勢でもあると言われております。

専門家からは、空き家対策は、中古住宅の利活用やまちづくりに連動させるべきという声もあるようですし、奈井江町も住宅情報の提供を行っております。

また、全国自治体では、ここ数年に、空き家を含む老朽化住宅の持ち主に適正な管理を求める条例の制定を行ったところが、昨年10月の時点で401であります。

質問致します。

1点目の質問は、奈井江町の空き家対策に係る条例の有無。

2点目は、空き家の件数と、その内、倒壊の恐れや衛生上の問題のある特定空き家の件数、及びそれぞれの持ち主の方の把握状況。

3つ目は、空き家に対する住民からの苦情と、現在行っている奈井江町の空き家対策について。

4つ目は、空き家を中古住宅利活用や、まちづくりに連動させる考え方についてをお願い致します。

●議長

(10時29分)

町長。

●町長

空き家対策について、2つ目の質問でございますが、1つは、奈井江町の空き家対策条例の有無、それから2つ目としては、空き家の件数、うち特定空き家の件数、持ち主の把握、3つ目としては、空き家に対する苦情、現在行っている対策、4つ目としては、空き家の利活用やまちづくりへの連動についてということでございますが、総務省の調査によりますと、空き家の件数については、全国で820万戸ございまして、全国的な課題となっていることは、私も承知しているところでございます。

かねてから国会でもこの問題が取り上げられまして、先月26日付で、議員立法によります「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が、今、石川議員のおっしゃったとおり制定されまして、併せてガイドライン、指針が国土交通省より示されました。

そこで、1つ目の奈井江町の空き家対策に係る条例の有無についてでございますが、今後は、この法律、ガイドラインに沿って、空き家対策が進められることによりまして、市町村ごとの条例がなくても可能となったところでございますが、したがって、それは必要ないということになるかと思えます。

次に、町で把握している空き家の件数等についてでございますが、倒壊、あるいは保安上、危険のある住宅の調査が必要ということでございますが、市街地を中心に、毎年、調査を行っているところでございまして、例年5件から10件程度、入居や取り壊しによる減少がある一方におきまして、同数の新たな空き家が見つかりまして、ここ数年は、概ね60件強で推移を致しているところでございます。

この中で、景観を損ねたり、衛生上の問題や屋根雪の落雪など、周辺に影響がある、特定空き家と考えられるのが10件ございまして、うち5件が、所有者が掴めていないという状況にあります。

今後は、先ほど石川議員指摘したように、特別措置法の施行によりまして、固定資産税の情報等の内部利用が出来るようになるということでございますから、引き続き、所有者の特定に努めて参りたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、空き家に対する苦情、対策についてであります。年間1、2件の苦情が寄せられる中にありまして、近隣市町に住む地縁者を特定致しまして、老朽化した煙突の撤去、屋根の雪降ろしなどについて行って頂いているところでございまして、また、町と致しましても、毎年1月下旬を目途に致しまして、空き家の所有者に対しまして、屋根の雪など、空き家の適正な管理を行うよう、文書による依頼を行っているところでございます。

4番目に、最後になりますが、空き家の活用等についてでございますが、第6期まちづくり計画でテーマとして掲げたとおり、町内への定住が何より重要でありますので、従前より取り組んでおります固定資産税の納付書にチラシを同封するなど、町ホームページでの空き家バンクの利用について、周知を継続すると共に、今後は、全道規模の空き家バンクの構築についても検討がなされるとお聞き致しているところでございまして、1件でも多く、定住に結びつくよう取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時34分)

石川議員。

●4番

今ほど私が4点、細目で4点の質問の中で、町長のご答弁頂きまして、ありがとうございます

ざいます。

1点目から3点目につきましては、私の思いどおりというか、これからのことですので、前向きに取り組んでいただけるといふご答弁を頂いたと理解し、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、3月の定例会で、国の地方版総合戦略において記載する事項には、61の参考例があり、魅力的なものもあると私が申し上げております。

空き家対策は、特措法の適用が必要な場合もありますけれども、地方版総合戦略の参考例にも、まさに参考になる例が数点ございます。

奈井江版総合戦略は、これから町民の皆さん、先ほども町長ご答弁の中でおっしゃって頂きましたように、町民の皆さんの意見を聞きながら策定するということになってきますが、まさにこの奈井江版総合戦略には、私の気持ちとしては、是非、この参考例を応用しながら、空き家対策を取り入れることをお願ひしたいのですが、これについて、いかがですか。

●議長

(10時34分)

町長。

●町長

奈井江版総合戦略を作り上げるにあたりまして、先ほど申し上げましたように、有識者の会議を設けたいと、こういうふうにご考へておりますから、住民の意向を十分網羅した中で、取り組んで参りたいと。

今、色々な参考例があるじゃないかという話でございますが、もちろんそういうことも例として検討の材料に加えていきたいと、こういうふうにご考へておりますので、ご理解を賜りたいと思ふ次第でございます。

●議長

(10時36分)

石川議員。

●4番

私、質問終わります。

どうもありがとうございます。

●議長

以上で、石川議員の一般質問を終わります。

(2. 3番遠藤議員の質問・答弁)

(10時36分)

●議長

3 番遠藤議員。

(3 番 登壇)

● 3 番

おはようございます。

3 番遠藤です。

本日の質問は、町長に大綱 1 点、細目で 2 点の質問をさせていただきます。

地方創生に関わる農業の活性化についてということで、よろしくお願い致します。

地方創生法案の成立に伴い、「まち、ひと、しごと創生案」による人口減少の克服や、地域の活性化など、地域の事情に応じた特性を生かし、地方が創意工夫、熱意をどれだけ傾注出来るかが大きなカギを握っているのだと言います。

奈井江町では 1 次産業を基幹産業と位置付けをし、厳しい農業情勢の中でありながらも、多くの農業者の方々が、日々の努力とレベルの高い技術を取得され、道内に誇れる素晴らしい高品質米の生産をされております。

農業のあり方を長いスパンで考えた時に、私としては、6 次産業について提案をしたいところではありますが、奈井江町としては、良質米の生産から販売との方向のようでありますので、今後において、米の消費の拡大や販売にあたり、更に農協との連携、また PR の強化などがとても重要だと考えます。

近隣では、農協や、市を上げて、海外向けに輸出を目指しているというところもあります。

また、特色ある米作りとして、これまでの取り組みに加えて、ちょっと例なんですけれども、病人食向けの低タンパク米や、アレルギーの人達向けの米の生産など、それらを食品企業とのマッチングをしながら、機能性食品として、流通させていくということはあるだろうか。また、菓子企業とであれば、更に視野が広まっていくものと思います。

例えば、お茶を扱う企業と奈井江との米と合わせて、玄米茶の開発ということも考えられますし、菓子類であれば、せんべい、あられ、おかき、団子の果てまで、色々菓子の多様な物があるかと思えます。

いかに奈井江の米の消費拡大をし販売をして行くのかということが、とても重要であると思えます。

1 つ目の質問と致しまして、1 次産品の特色ある販売戦略について。

2 つ目の質問と致しまして、地域資源を活用し商品化を目指すために、食品企業とのマッチングについての 2 点について、町長にお伺い致します。

● 議長

(10 時 39 分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、地方創生による農業の活性化ということでございますが、1つ目は、特色ある米作りと販売戦略について、米価下落や産地間競争の中で多様な観点から戦略が必要でないか、健康と福祉にマッチした戦略が必要ではないかということでございます。

2つ目としては、1次産品を活用した企業との連携について、地域資源を活かした食品産業とのマッチングについての見解ということでございますので、お答えして参りたいと思いますが、地方創生による農業の活性化に関わるご質問でございますが、現在、地方版総合戦略の策定に向けて、人口分析の作業に入っておりますが、併せて、幅広い分野からご意見を頂くために有識者会議、先ほどちょっと申し上げましたが、の発足に向けて準備を進めているところでございます。

この戦略については、人口の将来展望を明らかにしながら、本年度から5年間の政策目標や具体的な施策を策定するものでございまして、国の基本目標では、その柱の1つに「地方における安定した雇用の創出」を掲げておりますが、その基盤となるものが、地域資源を活用した産業の振興であると考えているところでございます。

そこで、1点目の特色ある米作りと販売戦略についてのご質問でございますが、奈井江町の基幹産業であります農業、特に稲作につきましては、近年、生産者と農協、普及センターなどと連携しながら、ゆめぴりかのブランド化に向けて取り組みが進められてきたところでございますが、行政においても、産地ブランド確立支援事業補助金や継続的な土地改良事業によりまして、側面的支援を続けた結果、良食味米の優良な生産地として、その地位を高めてきたところでございます。

農業を取り巻く環境については、議員のご指摘のとおり、米価の下落や産地間競争、更には後継者不足など、様々な課題を抱えておりますが、私は、地域資源である米作りをどう持続的に発展させるかが、最も重要な課題と考えているところでございます。

また、私が参加しております北海道農業農村振興審議会におきましても、医療、福祉、農業の連携について、その方向性について議論が行われておりまして、地方版総合戦略の策定においては、5年間における一定の成果目標を定めて、これを実行していかなければならない課題でもありますが、米作りの将来、高齢化の進展など考える時、農業と医療、福祉の連携は非常に大切な視点であると考えているところでございます。

奈井江町にふさわしい実効性ある取り組みについて、JA新砂川をはじめと致しまして、道庁、普及センター、更には研究機関等とも、可能性について、検討して参りたいと思うところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また例として、お米とお茶をまじえて、作って、奈井江の特色ある米作りにしたらどうだということ、提案ございました。

そういったことも含めながら、十分考えていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解のほどを、お願い申し上げたいと思います。

次に、2点目の食品企業とのマッチングについてであります。農作物の6次産業化に関しては、遠藤議員自ら、苦勞されているところでございまして、この取り組みにつ

いては、生産、加工、流通に至る、各専門分野の繋がり、幅広い知識の習得や実証に基づく経験の積み上げなど、様々な対応が必要となると考えておりました、仮に生産者が、直接的に農作物を企業に出荷する場合においても、企業の経営方針に合わせた価格の設定や一定量の通年供給など、クリアすべき課題も多いと聞いているところでございます。

また、地域の持続可能な取り組みに繋げる場合には、生産者自身が開発をして、商品化を目指すこと、あるいは地域が一体となって取り組む姿勢が、重要であると考えているところでございます。

今、国においても、企業の地方移転等に対する税の優遇措置の拡充などを検討しておりますが、民間企業との繋がりなど、今、直ちに本町の施策として具現化するのは、非常に困難な状況にあると考えておりますが、この春の明るい話題の一つとしては、大阪の住友電工の系列企業から、社員食堂用に奈井江町のななつぼし、月にして14トンの、14トンというと233俵ということだそうでございますが、継続的な発注がなされたということでございます。

こうしたことも農業者にとっては、努力が報われた大変嬉しいニュースでないかと思えます。

いずれに致しましても、担い手農業者が意欲を持って就農致しまして、地域農業を支えて頂くため、農協との連携を図りながら、地域資源の活用等について、その可能性を探って参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時46分)

遠藤議員。

●3番

町長からの、私たち農業者にとってとても嬉しい、1カ月に14トンのお米が流通されるという、嬉しい話もあり、私たちも活力が湧いてくるような良い話だったなというふうに、今、伺いました。

私が、今、色々な例を挙げてお話をさせて頂いたんですが、これは、農業に携わる女性の人たちの、そういった意見も含めてお話をさせて頂きました。

なにぶん、日頃、農業女性の人たちがこういったことを発する機会がなかなかないので、ちょっと色々な会話の中で、今の農業、どうなんだろうと、将来の農業どんなふうに、女性自体が考えているのかということ、提案して、話をしてみました。

今、やっぱり価格が安い、担い手もない、そして、先が暗いと、そんなような話の中で、そういわずとして、農業女性の中で、前向きに農業を取り組んでいくには、何か良い政策がないだろうかといった話をしました。

一番、米を消費されて、循環よく、毎年毎年、在庫もなく、一部加工に使われてでも米が消費されることが理想ではありますが、なにぶんにおいて、今の食生活が昔

と変わってきていること、朝食において今、パンを食べたり、なんだりだとかっていう、そういう家庭が多くなってきて、米離れがとて多という話も聞きます。

どんなふうな形であれば、米が消費されるのかといった議論の中で、まずはやっぱり加工だねという話でしたけれども、町の中では、6次産業という部分は、考えているようではありませんでしたので、直接米を売るという、そういった場面ではどんなふうな考えがあるだろうという議論に達した時に、食品会社とのマッチングをさせながら、奈井江にはこれといった特産品がないので、そこから特産品を生み出すだとか、そういった企業とマッチングしながら、ひょっとして企業誘致にも繋がっていけば、とっても良いことではないのかなという、話の中ではそんなふうな形で、話が出ておりました。

私たちも大変だ、大変だと言いながらも、汗水流して、毎日外に出ながら、今年も稲の顔見ながら、この頃天気が悪いのでなんて、この秋の収穫どうなのかなという心配もしいしい、やはり農業活性化において、どんなふうなことをやっていこうかと、私も色々加工をやる中で個人的に考えたりもしているんですけども、米粉を使っての商品開発だとかということも、なかなか思うようではありませんし、そういうことを町の中に要求してもやっぱりちょっと無理なところもあるのかと。

一部ではやはりその米粉を使った商品をどうにかして、町の特産品を開発していく方向に向けていけないだろうかとか、そういったこともあるんですけども、改めて町長に、そこら辺の6次産業化について少しお話を聞きたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

●議長

(10時50分)

町長。

●町長

今、様々な例を引き出しながら、お話しがございました。

6次産業化というのは、なかなか簡単なようで非常に難しい、色々な面で、それを商品化する、米、直接売るのも、これも魅力の一つですから、奈井江町が、現在、基盤整備、土地改良事業、そして農家の皆さん方の努力によって、これだけ美味しくなったということ、そういうことも大切でございますが、6次産業化、いわゆる、食品会社とどうマッチングして、その中で、今、女性の意見がそういう意見が非常に多いよというお話ございましたから、そういう事も含めて、色々な面で考える、多面的に考えていかなければ、ただ、6次産業化といっても、簡単に取り組めるものではありませんが、当麻町で、これやっているという話を聞いておりますから、そういうことも含めて、研究し合いながら、道と協力し合いながら、奈井江町でどんな特産品が出来るかとか、美味しいお米にプラス、どう健康で、町としての特産品になりうるものがあるかないかという事も含めて、幅広く研究していきたいと、こういうふうを考えておりますので、今直ちに、これだというものは特定したものはございませんが、そういう研究を重ねていきたいと、こういうふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時52分)

遠藤議員。

●3番

町長の今ほどのお話理解を致しました。

今後において、農業の活性化については、PRの強化、農協との連携が重要でありますし、農業者の方々と十分な懇談を重ねて頂きたい。

そして、その中でも、女性の人たちのメンバーも交えながら、どんな農業が目指せるのか、議論をして頂きたいなというふうに思いますし、作る人も食べる人もみんなが元気な町であって欲しいと願いながら、この質問を終わらせて頂きます。

●議長

(10時53分)

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

ここで11時05分まで休憩と致します。

(休憩)

(3. 5番三浦議員の質問・答弁)

(11時04分)

●議長

会議を再開致します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

5番三浦議員。

(5番 登壇)

●5番

本日は、町長に大綱2点質問致します。

まず、要支援サービスの市町村移行についての質問です。

6月5日付けの道新の報道によりますと、奈井江町は今年度中に、要支援1、2の人のサービスの一部を、市町村の事業に移す予定であるということですが、その概要について伺います。

また、新聞報道によりますと、今年度中に移行を予定しているのは、空知管内では奈井江町の他、砂川市と長沼町の3自治体のみということですが、他に先駆けて、今年度実施する理由を伺います。

最後に、移行に伴い、既存の事業者やサービス利用者の負担増に繋がることがないか、このことについて、質問致します。

●議長
町長。

(11時05分)

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えしていきたいと思いますが、まず、要支援サービスの市町村移行についてということですが、なぜ、奈井江町が早めに、限られた中で、先行するのかと、こういうことだと思います。

それと、負担増にならないのかということも含めて少しお話を申し上げていきたいと思いますが、高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、これまでの介護事業者によるサービス提供だけではなく、住民や民間企業なども含めた地域全体が見守り、支え合う地域包括ケアシステムの推進が、これから大変重要になると思います。

今回の介護保険制度の改正につきましては、要支援者に対する一部の介護サービスを市町村に移行すると共に、住民等が主体となった買い物やゴミ出し、10月からオープン予定のコミュニティカフェなど、集いの場等の生活支援サービスを提供する、新しい介護予防・日常生活支援総合事業と関係機関の連携強化や、認知症施策の推進などを図る包括的支援事業などを一体的に進めて行くものとなっているところでございますが、事業の開始については、基本的には、平成27年4月より実施することとされていますが、事業ごとに猶予期限が定められておりまして、新しい総合事業は、最長で平成29年4月まで、包括的支援事業につきましては、平成30年4月まで猶予できるとされております。

北海道が行った4月現在の調査におきましては、本年度中の実施は、道内で6市町であり、その中に奈井江町も含まれているところでございます。

今、ご指摘の通りでございます。

本町が、今年度から実施する理由と致しましては、第6期高齢者福祉計画の人口推計にもあるとおり、今後も高齢化率が上昇致しまして、特に75歳以上の方の割合が大きく伸びまして、要支援・要介護認定に相当し、何らかの支援を必要とする高齢者も増加になるとの見込みの中で、地域包括ケアシステム構築に重要な、地域全体による生活支援サービスを推進する上で、早期に住民からの理解と意識を高めていく必要があるものと考えているからでございますが、また、移行期間内での事業開始に対して、前年度の予防給付及び介護予防事業の実績額に致しますと、110%を乗じた額の範囲内を上限額とする特例が認められておりまして、有利な財政支援が確保されたこととなります。

本年度より、包括的支援事業による生活支援体制の整備や認知症施策の推進などに取り組むと共に、10月より新しい総合事業に取り組むこととしたものの、新しい総合事業においては、これまで介護予防給付で行っていた要支援者への訪問介護、及び通所介護が市町村事業に移行するとなりまして、提供するサービスの内容や提供する主体なども市町村が実情に応じて柔軟に実施する。

その一方で、専門性が要求されるサービスについては、これまでと同様にサービス事

業者からの提供を行うことが可能なことから、本町と致しまして、これからも安心して介護サービスを利用できるよう、現在のサービス事業者から継続したサービス提供を基本に進めていくことと致しております、利用対象者や利用できるサービス内容、利用料金等を変更する予定はなく、負担増に繋がることはないものと考えております。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、多様なニーズに対応できるよう支援体制の整備や新たなサービスの創出等に取り組んで参りたいと、こういうことですが、ただ、今、言った内容を、私なりに検討したところでございますが、国がこれからの高齢者社会に対して、介護保険財政、財政的に圧迫されるということから、介護予防給付を介護保険から外そうということを、これは率直な話です。

それから今一つは、介護保険制度の改正でも、介護サービス利用者の負担割合を一定の所得以上の方に対しまして、1割から2割に変更したい、高額介護サービスの負担段階区分の一部見直しを行うなど、保険財政の推移、継続を図ろうとしているところでございます。

これはもう率直な話でございます。

ただ、私ども地方自治体としては、移管されるということでございますから、それをどうにかしてやらなければいけない、前向きに取り組まなければいけないかということが、私どもの知恵でございまして、知恵と工夫でございまして、そういう意味で、市町村に移行、介護予防が移行されるということの中で、今回の大きな移行の目的は地域包括ケアを推進する上で、こうなっておりますから、私どもは、地域コミュニティの再構築をそれにて図りたいと、こういう考えで、これをまちづくりの大きな柱として参りたいと、こういうふうに考えているところでございまして、先の答弁が実際、事実でございますが、ただ、良い面もあるんです。

要するに、移行期間内の事業開始に対して、前年度の予防給付及び介護予防事業の実績額の110%を乗じた額の範囲内を上限額とすると。

これ早く取り組んだということに対して、これがくるわけでございますから、ですから、最終的には国が決めてくるわけで、我々は不平、不安も言いますが、国に対して文句を言っていることは事実ですが、ただ、実際そうなっていくと、町としてどう取り組むかということが知恵の出どころでございますから、そういう意味で、先ほど言いました、新しい地域コミュニティを作り上げていこうと、これを契機に致しまして、こういう考え方でございますので、ご理解の程をお願い申し上げたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時13分)

三浦議員。

●5番

今の答弁で、デイサービスや訪問介護等については、今までのサービスを継続して受けることが出来るということであるということでしたので、一つ安心したんですけれど

も、お金がある人にとっては、さほど問題にはならないと思うんですけれども、国民年金だけで生活している高齢者にとっては、サービスの利用料が大問題で、年金の大方は生活費に費やされるわけですから、折角サービスがあっても1割負担が払えないために二の足を踏んでいる、そういう高齢者の方が私の周りにも沢山おります。

要支援へのサービスが町へ移管して、当面は利用料は変わらないということなんですけれども、この後、国からの交付金はどんどん減らされていくのではないかと思いますけれども、そうなった時にも、国民年金だけで生活している人とか、それから低所得者の方とか、そういう方たち的高齢者にとって、負担が、出来るだけ増えないということを町として実行して頂きたいというふうに思うわけですが、このところ、もう一度質問致します。

●議長
町長。

(11時15分)

●町長

介護保険は国で取り組んでいることですのでございますから、私どもが低所得者に対して、それは、ずっと主張し続けていることは事実でございます。

ただしかし、そうなったからといって、私どもが全部それを払いきるか、地方財政厳しい中で、それは非常に難しいことだと思います。

ただ、地域コミュニティをどう活かしながら、どういうふうにするかということ、基本を考えていかないと、我々が、国が、上げたからといって、我々下げると、少額の金額でございませぬから、多額になると思います。

ですから、そういう面で地方財政を圧迫するようであれば、これまた大変ですから、出来るだけ据え置くように、国へ申し入れながら、また地方財政としても、出来るだけのことをしていかなければいけないというのが、私の覚悟でございますから、ご理解を願いたいと思うところでございます。

ただ、国が1割負担を2割負担にするだとか、様々な、経費が、介護保険料が上がる、と、国全体で大体、保険料が5,500円と、こういうふうに言われております。

そして、道全体でも5,100円、空知管内でいうと、1市5町では4,980円だと思いますが、そういうふうにして、出来るだけ、圧縮しながら、住民の皆さん方に迷惑かけないように、努力はすることは事実でございますが、全額それを持つというわけには、なかなかいかないということも、これまた事実でございますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長
三浦議員。

(11時17分)

●5番

国に対する要望というのは、町から上げるだけでなく、議会からも声を大きくしてあげていかなければならないなというふうに思っています。

今、昨年から、具体化されましたけれども、地域コミュニティで、どうやって高齢者の方たちを支えるかという事について、やっと動き出したというところだと思いますけれども、それを、今回の移行を、また機会に、それを一歩進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

このことについては、これで質問を終わります。

次に、住宅リフォーム助成について質問します。

石川議員への答弁で、今年度の助成の概要等は明らかになっていますので、私は利用者側の要望を中心に質問したいと思います。

昨年度、住宅リフォーム助成が実施され、また、今年度からは5カ年計画でリフォーム助成が始まったということで、今、町民の関心が非常に高まっています。

ただ、今始まったばかりなので、どんな状況かということ町に聞くのは無理だと思えますけれども、京都府の与謝野町という所が行った住宅リフォーム助成、3年間ですけれども、その後の利用者と施工業者とへのアンケート結果をまとめて、京都大学の研究者グループという所が分析したという結果を見ました。

その中で、施工業者へのアンケートの回答として、業者が、利用者さんを訪問して、そして色々話す中で、その業者に決めましたという方とか、それから業者の訪問によって、リフォーム助成の制度を初めて知った、そしてそれを利用したいという利用者がかなりいて、施工業者がこの制度を利用して営業活動を行い、それによって、新たな仕事を獲得する機会、つまり利用者のニーズを掘り起こしている可能性があるというふうに、その分析結果は見ていました。

また、利用者へのアンケートからは、助成を受けてのリフォームが初めての改修工事だったという人が半数近くいたということで、やはり、リフォーム助成の制度が、後押ししている、ちょっと迷っている人にとって後押ししているのではないかと、というふうに結論付けています。

この研究結果のとおり、利用者側としては、直したい所がいくつかあっても、なかなか腰が上がらない。そんな時に、町内の業者から、助成を受けてリフォームしてみませんか、ひと声かけてもらえると、ちょうどいいきっかけになると思います。

また、町外のリフォーム業者の営業マンが頻繁に来ます。

私も働いている時には、一切そういうのに会ったことはないんですが、辞めて家に居ると、本当に雪が解けると、次から次に来るんですね。

屋根が錆びていますとか、外壁このままだと剥がれ落ちますとか、色々言って、是非、自分の会社で直してみませんかという、そういう営業マンなんですけれども、聞くと大体、札幌から来たというんですね。

そういう、みんながみんな悪徳業者だとは言いませんけれども、やはり見ず知らずの業者に頼むというのは、ちょっと二の足踏むところです。

やはり、町内の業者が安心だなというふうに思います。

また、早くやった方がいい仕事と、もう少し様子を見てからでいい仕事の見極めなど

もプロのアドバイスをもらえると助かりますし、町内の業者だったら、アフターケアもお願いしやすい。

この町の補助をきっかけに、町民の住生活が豊かになり、商工業者も潤う、このサイクルを切らさないことが大切だと思います。

今回の助成は、定住対策という事ですけども、全国の取り組みでは、耐震工事や断熱材を壁や天井に入れて省エネ効果を上げるエコリフォーム、またそういうことをすると、プラス普通のリフォームプラスいくらというふうに、加算している所もありますけれども、そういうふうにして、対象を広げてきていると思うんです。

奈井江町でも、対象工事の範囲を広げるとか、対象工事の上限額を少し引き下げるなどで、新たなニーズを掘り起こしていくことが出来ないか、そのことについて、町長に伺いたいと思います。

●議長

(11時23分)

町長。

●町長

住宅リフォームの助成ということでございますが、助成の目的を定住対策に限らず、対象とする工種の拡大、工事費の引き下げなどを行いながら、利用者数や町内事業者の仕事増を図れないかということでないかと思うわけでございますが、少子高齢の中において、人口減少でございますが、今後も安心して住み続けて頂くことを目的に、第6期まちづくり計画や新年度予算についても、ご議論を頂きながら、この4月より各般にわたる定住対策事業の取り組みを始めたところでございますが、リフォーム助成については、定住対策事業の一環と致しまして、住宅の増改築、外壁や屋根の修繕、塗装など、住宅が長期にわたって使い続けることが出来るような改修、対象工事とした。

また、従前、単年度事業として実施していたものを、前期まちづくり計画実施期間の5カ年間の取り組みとする一方で、対象事業費につきましては、工事費用の下限額を50万円から20万円に致しまして変更し、利用しやすさも配慮する一方で、公平性の観点から、各世帯1回までの助成としているところでございまして、さて、現在、申請を受け始めたところでありますが、今、様々な例を挙げられました。

非常に参考になりましたけれども、奈井江町の場合、施工業者を町内業者に限定する中に各社ともにリフォームのアドバイスを行いながら、積極的に営業活動を行っているとお聞き致しているところでございます。

先ほど、ご質問のあった中でも、アフターも含めてですね、色々な面で、アドバイスをして頂いているということも、これまた聞いているところでございますから、今後も町民ニーズの把握を行うとともに、この5カ年間の取り組みの中で、不公平感が生じないよう、色々今例もありますから、対象を広げたらどうだと、始まったばかりなものですから、これをどうするかということをお守りませんが、1、2年経って、結果が出てくるということで、また途中で色々な意見が出てくるということでありましたら、そういうことも含めて、変更しながら、利用しやすいように、また拡大していくことも、

一つの方法だと考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げます。

いわゆる、走りながら考える。いつも私、そう言うのですが、町民が利用しやすいように、検討を重ねながら、来年度以降も取り組んで参りたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時27分)

5番三浦議員。

●5番

私は、雪のない時は、自転車を愛用しているんですけども、今、自転車を修理してくれるお店が町内に1件あったんですけども、休業しているという事で、大変困っています。

パンクになると、パニックです。

家の修理も、町内に業者がいなくなったら、本当に不便になると思うんですね。

ですから、なんとか町内の業者さんが、営業を続けられるような道を、利用者も考えていかなければならないというふうに考えています。

それで、今回は、5カ年計画という事で、始めていますけれども、出来るだけ、このサイクルが長く続くようにということをお願ひしたいということと、もう一つは今も走りながら考えて続けていくという事でしたけれども、1年1年ですね、利用者と業者の方と両方に意見を聞いて、そのことを色々な方法で町民に情報として提供していった欲しいと思うんですよね。

そのことによって、また、新たな、私もやってみようかなという、そういう発掘になっていくと思うんですね。

そのことについて、質問致します。

●議長

(11時28分)

町長。

●町長

今、三浦議員がおっしゃったこと、本当にその通りだと思いますし、利用者はもちろんのこと、業者にも、色々なことを聞きながら、そして、町民に情報提供していくということを考えておりますから、これで全て満足だということではございません。

先ほど申し上げましたように、色々な意見があるでしょう、建設的で前向きな意見があるでしょうから、そういう事も含めて、今後幅広く考えていきたい、こういうふうに考えておりますので、そして、今、自転車乗っていたら、自転車修理しようと思っても自転車屋さんがいなくなったということのないように、業者についても、それはなくなることはないと思いますが、ただ、色々な面で、これ危惧される面もありますから、そういうことも含めて、業者が育って頂きたい、正しく育って頂きたいと、こういうこと

も含めて、色々と工夫をしていきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

以上で、町政一般質問を終わります。

(11時29分)

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑

(11時30分)

●議長

日程第6、報告第1号「平成26年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

ご出席ご苦労さまでございます。

議案書の1頁をお開き下さい。

報告第1号「平成26年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」

平成26年度奈井江町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月15日提出、奈井江町長。

この計算書につきましては、3月定例会においてご決定頂きました3事業の翌年度繰越額が確定したことに伴い、報告をするものでありまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業で5,145万2千円、農業基盤整備促進事業で1,309万5千円、公営住宅屋根改修工事で930万円となっております。

なお、これらの経費の合計7,384万7千円に必要な財源につきましては、国・道支出金の特定財源6,833万9千円、一般財源550万8千円となっております。

以上、報告致しますので、ご承認下さいますよう、よろしく願いを申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第 1 号を報告済みと致します。

日程第 7 議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 1 時 3 2 分)

●議長

日程第 7、議案第 1 号「平成 2 7 年度奈井江町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 2 頁をお開き下さい。

議案第 1 号「平成 2 7 年度奈井江町一般会計補正予算（第 2 号）」

平成 2 7 年度奈井江町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 5 1 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8 億 7 1 2 万 3 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 6 月 1 5 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、1 4 款国庫支出金 1 1 5 万円を追加し 2 億 3, 3 7 6 万 3 千円、1 5 款道支出金 2 3 5 万円を追加し 3 億 7, 9 7 4 万 6 千円、1 7 款寄附金 4 5 4 万 8 千円を追加し 4 5 4 万 9 千円、1 8 款繰入金 5, 7 5 3 万 9 千円を減額し 3 億 6, 9 6 3 万 4 千円、1 9 款繰越金 6, 3 5 0 万 6 千円を追加し 6, 3 5 0 万 7 千円、2 0 款諸収入 4 9 万 8 千円を追加し 9, 5 7 9 万 6 千円、歳入合計 1, 4 5 1 万 3 千円を追加し 4 8 億 7 1 2 万 3 千円。

歳出、2 款総務費 1, 2 7 7 万 9 千円を追加し 3 億 4, 4 6 4 万 9 千円、3 款民生費 4 5 9 万 8 千円を追加し 8 億 7, 7 6 0 万 2 千円、4 款衛生費 1 4 万 9 千円を追加し 6 億 7, 8 3 0 万 1 千円、6 款農林水産業費 5 4 万 4 千円を追加し 2 億 9, 5 2 8 万 2 千円、8 款土木費 4 0 4 万 9 千円を減額し 5 億 7, 7 9 3 万 9 千円、1 0 款教育費 4 9 万 2 千円を追加し 2 億 2, 5 3 9 万 9 千円、歳出合計 1, 4 5 1 万 3 千円を追加し 4 8 億 7 1 2 万 3 千円であります。

補正予算（第 2 号）の内容について歳出から説明を申し上げます。

9 頁をお開き下さい。

総務費、総務管理費の一般管理費では、その他一般行政に要する経費として、臨時看護師の共済費、賃金、合わせて283万1千円を追加。

財政事務に要する経費では、ふるさと応援寄附金に係る記念品、通信運搬費等の見直し精査で合わせて460万7千円を追加計上致しております。

10頁の、地域振興基金では、ご寄付による積立金454万9千円を追加。

徴税費の賦課徴収費では、法人町民税の過誤納還付により79万2千円を追加計上致しております。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費では、臨時福祉給付金の過年度償還金128万1千円を追加。

11頁の、高齢者対策費では、生活支援体制整備に要する経費として、地域包括ケアシステム構築のための支援体制整備に向けた準備費用、臨時職員共済費、賃金、合わせて50万7千円を追加計上。

介護保険推進費では、介護保険事務に要する経費として、法改正に伴うシステム改修負担金35万8千円を追加計上。

児童福祉費の児童措置費では、養育医療給付事業に要する扶助費の見込み精査で240万1千円を追加計上致しております。

12頁の、子育て世帯に対する臨時特例給付金の過年度償還金では5万1千円を追加。

衛生費、保健衛生費の予防費では、一般成人病予防事業に要する経費として、働く女性世代がん検診推進事業に伴う事務費及び委託料等、合わせて11万円を追加。

13頁の、保健センター費では、体内脂肪計修繕費3万9千円を追加。

農林水産業費、農業費の農業振興費では、農業振興に要する経費として、国の経営体育成支援事業補助金54万4千円を追加計上致しております。

土木費、土木管理費の土木総務費では、土木事務管理に要する経費として、土木積算システム用パソコン更新費用17万7千円を追加。

14頁、道路橋りょう費の道路維持費では、道道維持補修業務委託料123万8千円を追加計上。

都市計画費の下水道費では、下水道事業会計における繰越金の確定による繰出金の見込み精査を行い、546万4千円を減額計上致しております。

教育費、社会教育費の公民館費では、公民館の屋外給水配管修繕料49万2千円を追加計上致しております。

次に、歳入について説明致しますので、6頁にお戻り下さい。

国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金では、未熟児医療費負担金113万6千円を追加。

国庫補助金の衛生費国庫補助金では、疾病予防対策事業等補助金1万4千円を追加。

道支出金、道負担金の民生費道負担金では、未熟児医療費負担金56万8千円を追加。

道補助金の農林水産業費道補助金では、経営体育成支援事業補助金54万4千円を追加。

7頁の、道委託金、土木費委託金では、道路施設維持管理委託金123万8千円を追加計上致しております。

寄附金では、ニキティン様、北村様、山本様、ふるさと応援寄附金では、橋上様ほか305人の方のご寄附により総額454万8千円を追加計上致しております。

繰越金では、前年度からの繰越金6,350万6千円を追加計上。

8頁の、諸収入の雑入では、臨時職員の社会保険料本人負担分36万8千円、未熟児医療費徴収金13万円をそれぞれ追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差の5,753万9千円につきましては、7頁の歳入予算におけます財政調整基金繰入金と同額減額計上して収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時40分)

●議長

日程第8、議案第2号「平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 16 頁をお開き下さい。

議案第 2 号「平成 27 年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）」

平成 27 年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 139 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5, 227 万 3 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 6 月 15 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、4 款繰入金 45 万 9 千円を減額し 8, 614 万 5 千円、5 款繰越金 185 万円を追加し 185 万 1 千円、歳入合計 139 万 1 千円を追加し 2 億 5, 227 万 3 千円。

歳出、4 款諸支出金 139 万 1 千円を追加し 423 万 6 千円、歳出合計 139 万 1 千円を追加し 2 億 5, 227 万 3 千円。

補正予算の概要についてご説明を申し上げます。

20 頁の歳出から申し上げます。

諸支出金の償還金及び還付加算金の一般被保険者保険税還付金では、過年度償還金 139 万 1 千円を追加計上致しております。

次に、歳入について、19 頁をお開き下さい。

繰越金では、前年度からの繰越金 185 万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差 45 万 9 千円につきましては、繰入金を同額減額計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時43分)

●議長

日程9、議案第3号「平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書21頁をお開き下さい。

議案第3号「平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

平成27年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,580万8千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月15日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、4款繰越金43万2千円を追加し43万3千円、歳入合計43万2千円を追加し9,580万8千円。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金43万2千円を追加し9,548万7千円、歳出合計43万2千円を追加し9,580万8千円。

補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

歳入の繰越金で、前年度からの繰越金43万2千円を追加計上し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金として、後期高齢者医療保険料分43万2千円を追加計上したものであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時46分)

●議長

日程第10、議案第4号「平成27年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 25 頁をお開き下さい。

議案第 4 号「平成 27 年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」

平成 27 年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 6 月 15 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、3 款繰入金 5 4 6 万 4 千円を減額し 2 億 6, 0 6 1 万 7 千円、4 款繰越金 5 4 6 万 4 千円を追加し 5 4 6 万 6 千円、歳入合計、金額に変更はございませんで、5 億円であります。

歳出の補正はありません。

補正予算の内容につきましては、繰越金で、前年度からの繰越金 5 4 6 万 4 千円を追加計上し、これに伴い、一般会計からの繰入金を同額減額計上して、収支の均衡を図ったところであります。

また、29 頁、歳出において、歳入の補正に伴い、公債費の財源振り替えを行ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

(11時48分)

●議長

おはかりします。

6月16日から17日までの2日間は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため6月16日から17日までの2日間は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれにて散会とします。

なお、18日は10時00分より会議を再開致します。

本日は、ご苦労さまでした。

(11時49分)

平成27年第2回奈井江町議会定例会

平成27年6月18日（木曜日）

午前9時59分開会

○ 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 議案第5号 奈井江町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第6号 奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第7号 空知教育センター組合規約の変更について
- 第5 議案第8号 空知中部広域連合規約の変更について
- 第6 議案第9号 奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第7 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第8 意見案第1号 安全保障関連法案の徹底審議と国民への十分な説明を求める意見書
- 第9 会議案第1号 奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第10 会議案第2号 議員の派遣承認について
- 第11 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第12 調査第2号 まちづくり常任委員会の調査の付託について
- 第13 調査第3号 広報常任委員会の調査の付託について

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北	良 治
副	町	長	三 本 英 司
教	育	長	萬 博 文
会	計	管	理 者 篠 田 茂 美
ふ	る	さ	と 振 興 参 事 碓 井 直 樹
ま	ち	づ	く り 課 長 相 澤 公

くらしと財務課長	小澤克則
おもいやり課長	馬場和浩
ふるさと商工課長	横山誠
ふるさと創生課長	石塚俊也
まちなみ課長	大津一由
健康ふれあい課長	小澤敏博
やすらぎの家施設長	表久義
教育次長	山崎静
くらしと財務課長補佐	秋葉秀祐
代表監査委員	中野浩二

○欠席した者の氏名（1名）

教育委員長 堀美鈴

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会議務局長 岩口茂
庶務係長 栗山ひろみ

（9時59分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第2回定例会、最終日になります。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番竹森議員、3番遠藤議員を指名します。

日程第2 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第2、議案第5号「奈井江町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

議案書の30頁をお開き下さい。

議案第5号「奈井江町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」

奈井江町子ども・子育て会議設置条例の一部を次のように改正する。

平成27年6月15日提出、奈井江町長。

本案につきましては、奈井江町子ども・子育て支援事業計画の審議、評価を行うにあたり、保護者をはじめ子育てに関わる現場の声をより多く聞き取るため、委員の数を15名から20名以内に増員しようとするものであります。

また、交付の日からこれを施行しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第3、議案第6号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の31頁をお開き下さい。

議案第6号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成27年6月15日提出、奈井江町長。

本案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育所等に係る保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加えて、准看護師についても保育士とみなすこととされたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時03分)

●議長

日程第4、議案第7号「空知教育センター組合規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の32頁をお開き下さい。

議案第7号「空知教育センター組合規約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、空知教育センター組合規約を次のとおり変更する。

平成27年6月15日提出、奈井江町長。

空知教育センター組合規約の一部を改正する規約。

空知教育センター組合規約の一部を次のように改正する。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令、これの一部改正の施行に伴い、所要の改正を行うために、変更しようとするものでありまして、北海道知事の許可のあった日から、これを施行しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第7号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第5、議案第8号「空知中部広域連合規約の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書33頁をお開き下さい。
議案第8号「空知中部広域連合規約の変更について」
地方自治法第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合規約を次のとおり
変更する。
平成27年6月15日提出、奈井江町長。
空知中部広域連合規約の一部を変更する規約。
空知中部広域連合規約の一部を次のように変更する。
本案につきましては、介護保険法の改正に伴いまして、別表第2項第2号に関しては、
消費増税を財源とした低所得者の介護保険料の軽減を実施するにあたり、関係団体の負
担割合を定めたものであります。

また、別表第2項第3号に関しましては、地域支援事業の制度変更が行われたため、文言整理を行おうとするものであります。

なお、本案につきましても、北海道知事の許可のあった日からこれを施行し、平成27年4月1日から、これを適用しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時07分)

●議長

日程第6、議案第9号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の34頁をお開き下さい。

議案第9号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」

奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成27年6月15日提出、奈井江町長。

本案につきましては、奈井江町過疎地域自立促進市町村計画において、地域公共交通に使用するバスの更新及び奈井江小学校のグラウンド改修事業を、この計画に追加しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時08分)

●議長

日程第7、議案第10号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第2回定例会最終日、大変ご苦労さまでございます。

議案第10号でございますが、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるところでございますが、固定資産評価審査委員会委員、山崎由美子氏が平成27年6月23日付けをもちまして任期満了となりますので、笈下恒康氏を選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

平成27年6月15日提出。

なお、履歴につきましては、次頁に記載されておりますので、よろしくご審議の上、ご決定願いたいと思います。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

●議長

日程第8、意見案第1号「安全保障関連法案の徹底審議と国民への十分な説明を求める意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号朗読)

●議長

提出者の補足説明があれば、発言を許します。

5番三浦議員。

●5番

衆議院で審議中の安全保障関連法案は、集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ1本の法案を「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の2本にまとめたもので、自衛隊が海外で活動できる場所や内容の拡大や、国連が統括しない支援活動へ道を開くなど、現行の安全保障に関する規定を大きく変更するものです。

戦後、日本政府の憲法第9条解釈の根本は、一貫して、日本に対する武力攻撃がないもとの武力の行使は許されないという専守防衛でありました。6月4日の衆議院憲法審査会では、招致された参考人の憲法学者の3人がそろって、集団的自衛権行使を可能にする戦争法案について「憲法に違反する」との認識を表明しました。

さらに、世論調査によると戦後の安全保障法制の大転換をはかる新法について、今国会成立に反対する世論が賛成を上回っています。

したがいまして、集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ「安全保障関連法案」の徹底審議を求めるとともに、国民への十分な説明がなされるよう要望するものです。

是非、全議員の賛同をもちまして、意見書が採択されますよう、お願い申し上げます。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第9 会議案第1号の上程・説明・承認

(10時14分)

●議長

日程第9、会議案第1号「奈井江町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号朗読)

●議長

提出者の説明を求めます。

4番石川議員。

●4番

特に補足の説明はございませんが、全議員の賛同をもって、ご決定頂くことをよろしくお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 会議案第2号の上程・説明・承認

(10時16分)

●議長

日程第10、会議案第2号「議員の派遣承認について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第2号朗読)

●議長

本案は、提案のとおり承認することにしたいと思います。

なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任願います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

日程第11 調査第1号の上程・説明・付託

(10時18分)

●議長

日程第11、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(調査第1号朗読)

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第12 調査第2号の上程・説明・付託

(10時19分)

●議長

日程第12、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(調査第2号朗読)

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 1 3 調査第 3 号の上程・説明・付託

(1 0 時 2 1 分)

●議長

日程第 1 3、調査第 3 号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第 3 号朗読)

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成 2 7 年 奈 井 江 町 議 会 第 2 回 定 例 会 を 閉 会 し ま す 。

皆 さん 大 変 、 ご 苦 労 さ ま で し た 。

(1 0 時 2 2 分)